

宮城県グローバル産地づくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及びGFPグローバル産地づくり推進事業実施要領（令和2年3月31日付け元食産第4759号農林水産省食料産業局長通知。以下「実施要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費（以下「交付対象経費」という。）について、事業実施者（実施要領第2の2に規定する事業実施者をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において宮城県グローバル産地づくり推進事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、交付等要綱及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 少子高齢化等により国内の食市場の縮小が見込まれる中、農林水産業・食品産業の更なる成長のためには、国産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開を図り、世界の人口増加や各国の経済発展等により今後大きく成長するグローバルな食市場を獲得することが重要であることから、海外の規制やニーズに対応した輸出対応型の産地である輸出産地の形成を進めることを目的とする。

(交付対象経費等)

第3条 交付対象となる事業の内容、経費及び補助率等は、実施要領第3に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 前項の交付申請書を提出しようとする者は、本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 納税証明書（申請日までに納期限が到来した全ての県税に係る徴収金に未納がない旨の証明）の原本（事業実施主体が市町村等の場合を除く）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第1号－別紙）

- (3) 直近3期分の決算報告書（法人の場合）又は確定申告書（個人の場合）の写し
- (4) 登記事項証明書（法人の場合）又は代表者の住民票抄本（個人の場合）の原本（いずれも発行3か月以内）
- (5) その他知事が必要と認める書類

4 次のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- (1) 実施要領第2の2の(3)に該当する者
- (2) 実施要領第4の1の(7)に該当する者
- (3) 県税に未納がある者
- (4) 国内外の法令に反する業務を行っている者、公序良俗に反する業務を行っている者、並びに反社会勢力又はこれに類似する企業・団体・個人である者

5 知事は、第3項第2号に定める暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長あて照会することができる。

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内で本補助金の交付決定を行い、当該事業実施者に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付決定を行うに当たっては、前条第2項により本補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、本補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、事業実施者が次のいずれかに該当する場合は、額の確定の有無に関わらず、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは返還を命ずるものとする。

- (1) 事業実施者等が補助金を他の用途へ使用したとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく処分に違反したとき
- (3) 前条第4項に該当するとき

(事業の着手)

第6条 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、前条第1項の交付決定前に着手する場合にあっては、別記様式第2号により交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

2 前項ただし書の規定により交付決定の前に着手する場合においては、事業実施者は、事業の内容及び補助金の交付が確実にってから着手するものとし、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で事業を実施しなければならない。

3 知事は、第1項ただし書による交付決定前の着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うものとする。

(事業の内容及び経費の配分の変更)

第7条 事業実施者は、事業の内容を変更しようとするとき及び交付対象経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ別記様式第3号により変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付等要綱別表1に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。

(事業の中止又は廃止)

第8条 事業実施者は、事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第4号により補助金中止(廃止)申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延等の報告)

第9条 事業実施者は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに、別記様式第5号により事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の支払い)

第10条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めたときは、概算払をすることができる。

2 事業実施者は、前項ただし書の規定により概算払を受けようとするときは、別記様式第6号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第11条 事業実施者は、事業の遂行状況について、本補助金の交付決定があつた年度の12月末日現在において、別記様式第7号により遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに知事に提出するものとする。ただし、前条の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

2 知事は、前項に定める時期のほか、事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施者に対して本補助金の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第12条 事業実施者は、事業が完了したとき又は第8条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から1月を経過した日又は交付の決定のあつた年度の3月10日のいずれか早い日までに、別記様式第8号による実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、本補助金の全額が概算払により交付された場合にあつては、交付の決定のあつた年度の翌年度の4月20日までとする。また、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書を提出するに当たって、本補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後において、本補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号による消費税等仕入控除税額報告書を速やかに知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- 4 補助金事業に係る支出額について、帳簿及び証憑を点検し、その支出内容を証する書類を整備するものとする。
- 5 前項に掲げる帳簿及び証憑については、補助事業の完了した日の属する年度の終了後、5年間保存するものとする。

（事業実施状況等の報告）

第13条 事業事業者は、事業終了後速やかに実施要領様式1の第2 個別事業実施計画添付書類に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、知事に提出するものとする。

- 2 事業実施者は、事業計画最終年度の翌年度から成果目標とする時期までの間、事業成果状況について、報告に係る年度の翌年度の5月末日までに別記様式第10号による成果報告書を知事に提出するものとする。

（財産の管理）

第14条 事業実施者は、交付対象経費（事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、本補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 事業実施者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、別記様式第11号による財産管理台帳、その他関係書類を整備保管しなければならない。

（財産処分の制限）

第15条 取得財産等のうち、規則第21条第2号及び第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表に規定する処分制限期間をいい、処分制限期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産処分として、当該施設等を本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）

の定めるところにより、別記様式第12号による取得財産等の処分承認申請書を知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

- 3 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた事業実施者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該事業実施者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(個人情報保護)

第16条 事業実施者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下この条において同じ。）の保護の重要性を認識し、事業を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(海外の付加価値税の還付額に係る補助金相当額の納付)

第17条 事業実施者は、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料を除いた還付額に係る補助金相当額を県に納付するものとする。

また、他の事業と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料を除いた還付額に係る補助金相当額を県に納付するものとする。

(その他必要な事項)

第18条 本補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月24日から施行し、令和2年度予算に係る本補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、本補助金に係る予算が成立した場合に、本補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月31日から施行し、令和4年度予算に係る本補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、本補助金に係る予算が成立した場合に、本補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月28日から施行し、令和5年度予算に係る本補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、本補助金に係る予算が成立した場合に、本補助金にも適用するものとする。